

所得税の確定申告は 自分で書いてお早めに

平成19年分の所得税の確定申告の相談および申告書の受付は、平成20年2月18日(月)から平成20年3月17日(月)までです。

確定申告期限間近になりますと、申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。申告書はご自分で書いて、できるだけお早めに提出してください。

また、インターネットで申告や納税ができる「e・Tax(国税電子申告・納税システム)」の詳細につきましては、e・Taxホームページ【<http://www.e-tax.nta.go.jp>】より確認ください。

世の中、e-Taxになってきた。



確定申告
所得税・贈与税・事業税・住民税 3月17日(月)まで 3月31日(月)まで
確定申告書の提出期限は、 2月18日(月)から です。

ネットで「ラクラク」、はじめよう。

www.nta.go.jp

佐渡税務署と佐和田支所の確定申告の相談会場は **アミューズメント佐渡の2階**です

■開設期間 2月18日(月)～3月17日(月) ※土日は開設しません。

■相談受付時間 午前9時～午後4時

※混雑の状況により受付時間内でも受付を終了する場合がありますので、ご了承ください。

期間・会場・主な業務内容	2月18日(月)～3月17日(月)	
	申告相談会場	税務署
所得税の申告相談	●	
個人事業者の消費税の申告相談	●	
贈与税の申告相談	●	
申告用紙の配布	●	●
申告書(作成済)の受付	●	●
納税と納付の相談		●
納税証明書の発行		●
電話による照会と相談		●

※佐渡税務署と佐和田支所では申告相談は行いませんのでご注意ください。なお、簡単な内容の所得税の申告相談および住民税の申告相談は、佐渡市役所本庁および各支所(佐和田支所を除きます)でも行います。

相談受付

2月18日(月)～3月17日(月)

確定申告は正しく

所得税は、納税者自らが税法に従い、所得金額と税額を正しく計算して申告し、納税するという「申告納税制度」を採用しています。

確定申告をしなければならぬのに期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、本来納めるべき税額のほか、延滞税も納めなければならない場合があります。

さらに、納付すべき税額の20%、15%または10%（不正な行為があったような場合には40%または35%）の割合の加算税が課される場合があります。

一年間の所得金額と税額を正しく計算し、お早めに申告と納税を行ってください。

確定申告をしなければならぬ場合

次に該当する人は、確定申告をする必要があります。

- ① 事業をしている場合、不動産収入のある場合および土地や建物を売った場合などで、平成19年中の所得金額の合計額から所得控除等の合計額を差し引き、その金額を元に算出した税額が配当控除額と住宅借入金等特別控除額との合計額を超えるとき
- ② 給与所得者で、給与の収入金額が

2000万円を超えるときや、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超えるとき など

申告書の記載にあたって

申告書をご自分で書くときは、「所得税の確定申告書の手引き」などを参考にしてください。「所得税の確定申告書の手引き」に示されている記載例に基づいて記載していくと、所得や税額の計算が簡単にできるようになりますので、ご自分で記載してお早めに郵送などで提出してください。

申告書の作成は便利なホームページで

国税庁のホームページではパソコンで所得税や消費税の確定申告書・青色申告決算書・収支内訳書が作成できる「所得税の確定申告書等作成コーナー」を提供しています。

作成した申告書は添付書類とともにそのまま郵送などで税務署に提出することができまますのでぜひご利用ください。

また、同コーナーを利用するとe-Taxの申告データが作成でき、作成したデータを簡単な操作により電子申告することができます。

■ 国税庁ホームページアドレス

<http://www.nta.go.jp>

納税は期限内に 便利な振替納税のご利用を

平成19年分の確定申告による所得税の納期限は、申告期限と同じ3月17日(月)です。期限内に納付してください。なお、納付書が必要な方は、税務署、佐渡市役所（本庁および各支所）または金融機関窓口でお求めください。

また、所得税の納税方法として金融機関の預貯金口座から自動的に振替する「振替納税制度」があります。振替納税の手続きを希望する方は、「預貯金口座振替依頼書」の提出が必要となりますので、税務署、佐渡市役所（本庁および各支所）の住民税担当係、または金融機関窓口にご相談ください。

平成19年分所得税の口座振替日は4月22日(火)です。振替納税で納付する方は、事前に指定された預貯金口座の残高を確認してください。

◆お問い合わせ

佐渡税務署 ☎74・3276

